

魚沼市地域防災計画

【震災対策編】



魚 沼 市 防 災 会 議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の趣旨等	1
第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 魚沼市の自然条件	11
第4節 魚沼市の社会条件	11
第5節 複合災害時の対策	12
第6節 被害想定と過去の地震被害	17
 第2章 災害予防対策	 20
第1節 防災教育計画	20
第2節 防災訓練計画	20
第3節 自主防災組織育成計画	20
第4節 防災まちづくり計画	21
第5節 集落孤立対策計画	23
第6節 地盤災害予防計画	23
第7節 建築物等災害予防計画	24
第8節 道路・橋梁等の地震対策	26
第9節 治山・砂防施設の地震対策	28
第10節 河川の地震対策	29
第11節 農地・農林業用施設等の地震対策	30
第12節 防災通信施設の整備と地震対策	31
第13節 ガスの地震対策	32
第14節 上水道の地震対策	33
第15節 下水道の地震対策	34
第16節 危険物等施設の地震対策	35
第17節 地震火災予防計画	38
第18節 廃棄物処理体制の整備	39
第19節 救急・救助体制の整備	40
第20節 医療救護体制の整備	40
第21節 避難体制の整備	40
第22節 要配慮者の安全確保計画	40
第23節 食料・生活必需品等の確保計画	40
第24節 学校の地震防災対策	41
第25節 文化財の地震防災対策	42
第26節 ボランティア受入れ体制の整備	42
第27節 市の業務継続計画	42
 第3章 災害応急対策	 43
第1節 市の防災体制	43
第2節 防災関係機関の相互協力体制	44
第3節 地震情報等伝達計画	45
第4節 災害時の通信確保計画	47
第5節 被災状況等収集伝達計画	48

第6節 広報計画	49
第7節 避難計画	50
第8節 避難所運営計画	51
第9節 自衛隊の災害派遣計画	52
第10節 輸送計画	52
第11節 消火活動計画	52
第12節 救急・救助活動計画	52
第13節 医療救護活動計画	52
第14節 防疫及び保健衛生計画	52
第15節 こころのケア対策計画	52
第16節 廃棄物の処理計画	53
第17節 トイレ対策計画	53
第18節 食料・生活必需品等供給計画	53
第19節 要配慮者の応急対策	53
第20節 建物の応急危険度判定計画	54
第21節 宅地等の応急危険度判定計画	55
第22節 学校等における応急対策	56
第23節 文化財応急対策	56
第24節 障害物の処理計画	56
第25節 遺体等の搜索・処理・埋火葬計画	56
第26節 愛玩動物の保護対策	56
第27節 ガスの安全・供給対策	56
第28節 給水・上水道施設の応急対策	56
第29節 下水道施設の応急対策	57
第30節 危険物等施設の応急対策	57
第31節 道路・橋梁等の応急対策	57
第32節 土砂災害・斜面災害応急対策	57
第33節 河川の応急対策	57
第34節 農地・農林業用施設等の応急対策	57
第35節 農林水産業応急対策	57
第36節 商工業応急対策	58
第37節 応急住宅対策	58
第38節 ボランティアの受け入れ計画	58
第39節 義援金の受け入れ・配分等	58
第40節 建物等の被害調査	58
第41節 災害救助法による救助	58
第4章 災害復旧・復興	59
第1節 民生安定化対策	59
第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	59
第3節 公共施設等災害復旧対策	59
第4節 災害復興対策	59

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に發揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成及び内容

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下、本節において「法」という。）第42条の規定に基づき魚沼市防災会議が策定する魚沼市地域防災計画のうち、震災に関する計画であり、市の地域における震災への対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、地域内の防災関係各機関の協力を含めた総合的かつ基本的な性格を有するものである。

なお、魚沼市地域防災計画は、「風水害対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成し、この計画に定めのない事項は、新潟県地域防災計画に準ずる。

3 関連計画との整合

この計画の策定に当たっては、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「魚沼市水防計画」と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧復興対策の推進体制を整える。

6 共通用語等

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項関係）

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの。（法第49条の10関係）

(3) 地区防災計画

地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地

域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。(法第42条第3項及び第42条の2関係)

(4) 避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

(5) 指定緊急避難場所

避難場所のうち市が指定したもの。(法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係)

(6) 避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

(7) 指定避難所

避難所のうち市が指定したもの。(法第49条の7及び第49条の8関係)

(8) 災証明書

災害により被災した住宅等について、その被害の程度を証明したもの。(法第90条の2関係)

(9) 被災者台帳

被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。(法第90条の3関係)

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

(1) 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たっては、自助、共助、公助それぞれが果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、自助、共助、公助が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

ア 自助の推進

- (ア) 住民、企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
- (イ) 住民、企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (ウ) 市及び県は、住民、企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 共助の推進

- (ア) 住民、企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- (イ) 住民は、その居住地域における安全確保のために相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (エ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
- (オ) 市及び県は、住民及び企業等による安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 公助の推進

- (ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟

- d 市、県及び国の研修機関等の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
 - e ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化
 - f 災害対応業務の標準化
 - g 平常時から緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築
 - h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 市、県及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (ウ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期つき雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (エ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (オ) 市、県及び防災関係機関は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (カ) 市は、地区住民及び当該地区に事業所を有する事業者から地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- エ 支援と協力による補完体制の整備
市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、N P O、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう事前の体制整備に努める。
- (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策
- ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。
また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。
- イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。
- (3) 複合災害の配慮
降雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ考慮する。
- (4) 計画の実効性の確保
県、市及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

2 住民及び防災関係機関の責務

(1) 住民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

(2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び県民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

市及び市内の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
魚沼市	1 魚沼市防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示（緊急）に関すること 6 被災者の救助に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	<p>7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に 関すること</p> <p>8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関するこ と</p> <p>9 消防活動及び浸水対策活動に関するこ と</p> <p>10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関するこ と</p> <p>11 被災要配慮者に対する相談、援護に関するこ と</p> <p>12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する こ と</p> <p>13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関するこ と</p> <p>14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 に関するこ と</p> <p>15 ガス、水道等公営事業の災害対策に関するこ と</p>
魚沼市消防本部 (魚沼市消防団)	<p>1 気象注意報、警報等情報の伝達及び収集に関するこ と</p> <p>2 被災者の救助に関するこ と</p> <p>3 消防活動に関するこ と</p> <p>4 消防、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関するこ と</p> <p>5 災害時における消防団の情報提供等に関するこ と</p>
新潟県	<p>1 新潟県防災会議に関するこ と</p> <p>2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務 の実施についての総合調整に関するこ と</p> <p>3 災害予警報等情報伝達に関するこ と</p> <p>4 被災状況に関する情報収集に関するこ と</p> <p>5 災害広報に関するこ と</p> <p>6 避難の勧告及び指示に関するこ と</p> <p>7 市町村の実施する避難準備・高齢者等避難開始の発令に係る情報 提供・技術的支援に関するこ と</p> <p>8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関するこ と</p> <p>9 災害救助法に基づく被災者の救助に関するこ と</p> <p>10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関するこ と</p> <p>11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助 に関するこ と</p> <p>12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関するこ と</p> <p>13 被災要援護者に対する相談、援護に関するこ と</p> <p>14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する こ と</p> <p>15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関するこ と</p> <p>16 緊急通行車両の確認に関するこ と</p> <p>17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 に関するこ と</p> <p>18 自衛隊の災害派遣要請に関するこ と</p>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	19 他の都道府県に対する応援要請に関すること 20 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 21 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 22 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 23 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
国土交通省北陸地方整備局	1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及びこの調査でえられた土砂災害緊急情報の速やかな提供に関すること 2 土砂災害に関わる避難のための立退きの指示等の解除に際し、市町村長からの求めに応じて必要な助言を行うこと
国土交通省信濃川河川事務所堀之内出張所	1 魚野川に関する洪水予報業務及び水防警報に関すること 2 国の管理に属する河川の管理及び維持補修、災害復旧工事の実施に関すること
国土交通省長岡国道事務所小出維持出張所	一般国道17号の管理、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること
国土交通省湯沢砂防事務所破間川出張所	国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内における砂防施設の工事、管理、維持修繕、災害復旧に関すること
厚生労働省新潟労働局小出労働基準監督署	災害時における産業安全確保措置に関すること
農林水産省林野庁関東森林管理局(中越森林管理署)	1 森林整備による災害防止に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理に関すること 3 災害時における木材(国有林)の払い下げに関すること
農林水産省北陸農政局	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
国土交通省気象庁東京管区気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

震災対策編

第1章 総則

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
環境省 関東地方環境事務所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p> <p>4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
国土交通省 国土地理院 北陸地方測量部	<p>1 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用の支援・協力に関すること</p> <p>2 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用の支援・協力に関すること</p> <p>3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること</p> <p>4 災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関すること</p>
自衛隊	<p>1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること</p> <p>2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること</p> <p>3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること</p>
東日本電信電話株式会社新潟支店 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 株式会社KDDI ソフトバンク株式会社	<p>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること</p> <p>2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること</p>
日本赤十字社	<p>1 災害時における医療救護に関すること</p> <p>2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること</p> <p>3 災害時の輸血用血液の供給に関すること</p> <p>4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること</p> <p>5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること</p>
日本放送協会	<p>1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること</p> <p>2 災害時における広報活動に関すること</p>
東日本高速道路株式会社 新潟支社湯沢管理事務所	<p>1 高速自動車国道の防災管理に関すること</p> <p>2 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保に関すること</p> <p>3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること</p>
東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
電源開発株式会社 小出電力所		ダム操作等施設の防災管理に関すること
東北電力ネットワー ク株式会社 魚沼電力センター		1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
日本通運株式会社魚 沼支店 ヤマト運輸株式会社 佐川急便株式会社 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社		災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
日本郵便株式会社		災害地における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱い等に関すること
指定地方公共機関	魚沼市土地改良区 大和郷土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関すること
	中越運送株式会社 公益社団法人新潟県 トラック協会	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	放送事業者 18 社	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	株式会社新潟日報社 魚沼総局	災害時における広報活動に関すること
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	魚沼市森林組合 湯之谷地域森林組合 魚沼漁業協同組合 北魚沼農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること 3 災害時における緊急物資の調達に関すること
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管 理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
	小千谷市魚沼市医師 会	災害時における医療救護に関すること
	小出郷新聞社 越南タイムズ社	災害時における広報活動に関すること
	南越後観光バス株式 会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	魚沼市内商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関するこ 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関するこ と

震災対策編

第1章 総則

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人新潟県建設業協会魚沼支部 魚沼市建設業者会	1 災害時における緊急資材の運搬に関すること 2 災害救助作業における建設機械の提供、協力に関すること 3 被災状況に関する情報収集に関すること
一般社団法人新潟県測量設計業協会 魚沼市測量設計業協会	1 災害時における公共土木施設等の被災状況の調査に関すること 2 公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計に関すること
魚沼市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンター本部の設置に関すること
自治会	1 災害時における炊き出しの協力に関すること 2 災害時における防疫等の協力に関すること
自主防災組織	1 災害発生時の初期防ぎよ活動に関すること 2 災害時に活用するための施設及び資器材の整備に関すること

第3節 魚沼市の自然条件

風水害対策編 第1章第3節「魚沼市の自然条件」を準用する。

第4節 魚沼市の社会条件

風水害対策編 第1章第4節「魚沼市の社会条件」を準用する。

第5節 複合災害時の対策

1 計画の方針

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

2 降雪期における地震と対策

(1) 降雪期における影響

降雪期においては、他の時期と異なり気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

当市は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、降雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

(2) 降雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

当市に降る雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

近年の魚沼市（小出）最深積雪状況は、資料編に記載のとおりである。

(3) 過去の降雪期の地震災害

新潟県内の既往地震中、降雪期に発生し、大きな被害を与えたものを参考に対策を講じる。

ア 1666年（寛文5年）の地震

(ア) 発生年月日

1666年2月1日（寛文5年12月27日）

(イ) 震源

北緯37.1度 東経138.2度

(ウ) 規模

マグニチュード6.8

(エ) 発生時の積雪

14～15尺（4.5メートル前後）

(オ) 被害状況

（建物被害）

高田城の本丸、二の丸、三の丸が被害を受ける。

侍屋敷が700余戸倒壊

町家の大半が倒壊

（人的被害）

侍関係の死者 150人以上

町人の死者 1,500人（不明）

（カ）特徴的な人的被害

火災に追われ、周りの雪壁に逃げ場を失う。

氷柱（つらら）に刺される。

屋根からの落雪の下敷きになる。

(キ) その他

家を失った領民たちは雪の上に小屋を作り、寒さに耐えながら生活したといわれる。

寛文5年の地震に関しては以上の事程度しか分からず、詳細な記述は残されていない。したがって、豪雪時であったために壊滅的な被害を受けたということが把握できる程度である。しかしながら、この地震は降雪期の地震としては、最大規模の被害をもたらしたものであった。

イ 長岡地震

(ア) 発生年月日

1961（昭和36）年2月2日

(イ) 震源

北緯37.5度 東経138.8度

(ウ) 規模

マグニチュード5.2

(エ) 発生時の積雪

170cm～200cm

(オ) 被害状況

(建物被害)

住家全壊220戸 半壊465戸 一部破損804戸

(人的被害)

死者5人 負傷者30人

(電力被害)

電柱折損1 電柱傾斜6 電線切断454

(カ) 被害の特徴

地震の規模はそれほど大きくはなかったが、直下型の地震であったため、局地的に非常に大きな被害が発生し、震央付近の4集落では全壊率が50%を超えた。

(キ) 積雪が地震に与えた影響

被災地付近の積雪は1.7m～2m位であったが、ほとんどの家が3～4回程度の雪下ろしを行っており、屋根に残っていた雪は多くても30～40cm位であった。したがって、積雪は住家の被害を大きくした直接の原因とはなっていないと考えられる。

一方、構造的に弱く屋根雪の積雪も住家より多かったと思われる作業所、物置等の非住家では建物被害が大きかったといわれている。これらは、雪によって破壊が促進されたためと考えられている。

また、雪中に埋もれていた石灯籠、こまいぬ、墓石等の転倒はなく、これらは周囲の積雪による保護の結果と考えられる。住家でも1階部分が積雪によって支えられていたため、完全倒壊を免れた例もあった。しかし、これらの家屋は融雪に従って、倒壊が進むこととなった。

以上に記述したように長岡地震はどちらかというと豪雪時に発生したものではなく、したがって、雪による影響は比較的少なかったと考えられる。

ウ 長野県北部を震源とする地震とその被害

(ア) 発生年月日

2011年（平成23年）3月12日 3時59分

(イ) 震源

北緯36度59.1分、東経138度35.8分、深さ約8キロメートル

(ウ) 規模

マグニチュード6.7

(エ) 発生時の積雪

170cm～200cm

(オ) 被害状況

(建物被害)

住宅全壊39戸 半壊257戸 一部損壊2,068戸

(人的被害)

重軽傷者45人

(カ) 被害の特徴

十日町市や津南町で住家の一部損壊が多く発生した。積雪がある中での地震であったため、土砂災害の全体像の把握が困難であったこと及び融雪期の土砂災害の増加が特徴であった。

(4) 降雪の地震被害に対する影響

降雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、或いは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

ア 被害拡大要因

(ア) 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。近年の降雪量の減少と家屋構造の変化により、長岡地震の時のように、1階部分が周囲の積雪により支持されて倒壊を免れるような状況にある家屋は、余程の豪雪時でなければかなり少ないとと思われる。

一方、近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅（いわゆる「雪国三階建住宅」）については、屋根雪荷重の心配はないが、実質上の1階が鉄筋コンクリート、2・3階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後更に調査する必要がある。

(イ) 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPGガスとともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

しかし、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高い一方、ペンションなどでは近年ファッション性を重視した薪ストーブの普及が見られ、これらが新たな発火源となる可能性がある。

(ウ) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

(エ) 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述の雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

イ 応急対策阻害要因

(ア) 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となることが予想される。

それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

(イ) 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時に多発的に崩落することが予想されたため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

(ウ) 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

(エ) 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

(オ) 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪しないと被害箇所に到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時ではない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

ウ 応急対策需要増加要因

(ア) 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、雪崩の危険等のため避難の指示・勧告が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

エ 地震後の降雪による影響

(ア) 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生する恐れがある。中越大震災後直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。

(イ) 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越大震災において、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家2棟、非住家15棟にのぼった。

(ウ) 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2名が死亡する事案も発生している。

(エ) 除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

(5) 降雪期の地震対策の基本方針

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化することが予想されるため、豪雪地帯においては降雪期の地震発生を前提として地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本方針を基に、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を記述するものとする。

ア 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する。

(耐震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止対策の徹底)

イ 孤立可能性のある地区を中心に、自立的防災力の向上を図る。

(通信手段・電源の確保、家庭備蓄の強化、公的備蓄資機材の事前配置、自主防災活動の強化)

ウ 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する。

(全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリ飛行不能に備えた対策)

エ 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める。

(スノーシェッド等の道路雪崩対策、装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備など)

オ スキー場の安全確保対策を推進する。

(施設の地震対策、非常電源の確保、スキーパーの避難・誘導、遭難者の救出、宿泊施設等への一時的収容、関係機関の連絡体制整備)

3 対策への備え

(1) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 複合災害を想定した訓練

市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

(3) 原子力災害への対応

原子力災害が複合的に発生した場合の対応は、「原子力災害対策編」の定めるところによる。

第6節 被害想定と過去の地震被害

1 地震の想定

新潟県は、地震が発生した場合の被害を想定した「新潟県地震被害想定調査」(平成10年)を実施している。中越地域で地震が発生した場合、本市では次の被害が想定されている。

(1) 想定地震

想定地震は、長岡市付近の悠久山断層（マグニチュード7.0）である。

(2) 震度

最大震度は震度5強と想定された。

(3) 被害

被害量は、次のとおりである。

被害想定項目		被害量				
人的被害	条件	夏		冬		
		昼	夜	昼	夜	
死者数 (人)		0	2	0	2	
重傷者数 (人)		18	18	18	18	
軽傷者数 (人)		354	354	354	354	
避難者数 (人)		877	877	877	877	
延焼出火・ 被害	条件	夏		冬		
		夜	昼	昼	夜	
炎上出火件数 (件)		0	0	0	0	
市街地延焼に至る出火件数 (件)		0	0	0	0	
焼失棟数 (棟)		0	0	0	0	
ライフライン	下水道の被害	被害箇所数 (箇所)	1			
		被害率(箇所/km)	0.03			
	上水道の供給支障	支障率 (%)	19.1			
		断水戸数 (世帯)	265			
		要復旧日数 (日)	4			
	都市ガス供給停止	供給停止率 (%)	0			
		供給停止件数 (件)	0			
		復旧日数 (日)	0			
	電力の被害	機能支障率 (%)	0			
		停電世帯数 (世帯)	0			
		復旧日数 (日)	0			
	通信施設	機能支障率 (%)	0			
		機能支障世帯数 (世帯)	0			
		復旧日数 (日)	0			
交通被害	道路施設の被害	橋梁	0			
		盛土	0			
		斜面	0			

2 中越大震災（気象庁命名は「平成16年（2004年）新潟県中越地震」とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	2004年（平成16年）10月23日17時56分
震源・規模	新潟県中越地方 北緯37度18分、東経138度52分 深さ約13キロメートル マグニチュード 6.8

(2) 震度5弱以上を観測した地震

年月日	時分	最大震度	備考（最大震度記録）
平成16年10月23日	17時56分	6弱	堀之内・今泉・須原・穴沢
平成16年10月23日	18時03分	5弱	小出島
平成16年10月23日	18時11分	5弱	堀之内・今泉
平成16年10月23日	18時34分	6弱	堀之内・今泉・穴沢
平成16年10月23日	18時45分	5弱	堀之内
平成16年10月25日	06時04分	5強	堀之内・須原・穴沢
平成16年10月27日	10時40分	6弱	今泉・須原・穴沢
平成16年11月8日	11時15分	5強	須原
平成16年12月28日	18時30分	6弱	須原

(3) 被害の状況

ア 人的被害

区分 地域	人的被害（人）			
	死者	重傷	軽傷	計
魚沼市	8	22	294	324

(地域別内訳)

堀之内	1	10	138	149
小出	4	5	69	78
湯之谷	2	1	21	24
広神	1	3	45	49
守門		2	19	21
入広瀬		1	2	3

イ 住家被害

魚沼市	住家被害					全世帯数 (16年10月末)
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計	
	75棟	58棟	334棟	4,324棟	4,791棟	
	0.56%	0.43%	2.48%	32.12%	35.59%	13,460棟

(地域別内訳)

堀之内	56棟	39棟	220棟	1,387棟	1,702棟	2,678棟
	2.09%	1.46%	8.22%	51.79%	63.55%	
小出	1棟	1棟	18棟	874棟	894棟	4,099棟
	0.02%	0.02%	0.44%	21.32%	21.81%	
湯之谷	0棟	0棟	0棟	289棟	289棟	2,074棟
	—	—	—	13.93%	13.93%	

広神	12棟	12棟	64棟	1,080棟	1,168棟	2,431棟
	0.49%	0.49%	2.63%	44.43%	48.05%	
守門	6棟	5棟	28棟	575棟	614棟	1,480棟
	0.41%	0.34%	1.89%	38.85%	41.49%	
入広瀬	0棟	1棟	4棟	119棟	124棟	698棟
	—	0.14%	0.57%	17.05%	17.77%	

ウ ライフライン被害

(ア) 上水道

各地で断水箇所があり、特に堀之内、広神、守門及び入広瀬地区で給水が停止し、給水車による給水活動が行われた。

(イ) 下水道

新道島地区は一部使用不可（19世帯）になったが、その他の地区については応急処理等により使用に影響はなかった。なお、堀之内浄化センターも甚大な被害を受けた。

(ウ) 電気

市内全域の電気施設が機能を失い、市内全域が停電した（13,460世帯）

(エ) ガス

堀之内地区2,400件が供給停止、小出地区は片貝からの受入本管が破損しガスの受入ができず、復旧までは備蓄していたものを供給した。

第2章 災害予防対策

第1節 防災教育計画

風水害対策編 第2章第1節「防災教育計画」を準用する。

第2節 防災訓練計画

風水害対策編 第2章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第3節 自主防災組織育成計画

風水害対策編 第2章第3節「自主防災組織育成計画」を準用する。

第4節 防災まちづくり計画

■計画の方針

国、県等の関係各機関との密接な連携協力、総合計画、震災復興計画及び都市計画等に基づき、防災観点からの土地利用計画、防災上危険な市街地の改善、被災拡大の緩衝となる緑化推進と緑地保全、宅地造成等の地形変更事業での防災対策の徹底及び災害に強い公共施設の見直しと整備などを進め、総合的な災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

なお、整備にあたっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化や積雪寒冷期に十分対応できる構造及び設備等に配慮する。

1 災害に強いまちづくりの計画的な推進

安全、安心の防災まちづくりには総合的な計画づくりが重要である。

このため、市は、総合計画、震災復興計画及び都市計画等、防災まちづくりに関する各種計画に基づき、防災まちづくりを計画的に推進する。

2 防災観点からの土地利用計画の策定

市は、道路等の公共施設用地の確保を図り、防災観点からの安全、安心の土地利用計画の策定を推進する。

また、宅地開発等の地形の改変が伴う事業においては、関係法規等を遵守し、適正な工事施工と公共施設や排水設備など必要な施設整備を推進する。

3 火災に強い市街地の整備

市は、準防火地域においては耐火性を有する建築物への更新を促し、火災に強い市街地の整備を推進する。

また、工場、住宅の混在地域では、震災時の火災発生、拡大の防止対策を推進する。

4 防災上危険な市街地の改善

市は、木造密集市街地等において、土地区画整理事業等の導入検討や建築物の耐震化などの防災化整備を推進する。

5 災害に強い宅地造成の推進

市は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

6 市街地における積極的な緑化の推進と緑地の保全

市は、「新潟県緑花推進計画」、「新潟県緑の百年物語」等に基づき、延焼防止機能を持つ緑地の保全、整備や公共施設の緑化を推進する。

7 災害に強い公共施設の整備

市は、国、県と連携して、災害から市街地を守るために、幹線道路、都市公園、河川、水路、下水道、土砂災害防止施設等の計画的な整備を推進する。

(1) 緊急輸送ネットワークの形成

国、県の関係各機関と一体となった災害時の応急対策行動を円滑に行うため、道路を整備し、安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を構築する。

(2) 避難路等のネットワークの形成

道路を整備し、避難路、避難場所等のネットワークを形成する。

(3) 避難場所等の整備

公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性の確保を推進する。

また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当っては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能確保を推進する。

(4) 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備えた避難場所等となるように既設公園の防災化を推進する。新設の公園整備では、防災公園の機能を確保した計画を推進する。

(5) 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

震災火災を防止する幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、震災火災による被害を最小限に防止することを推進する。

(6) ライフラインの耐震性の確保

市及びライフライン機関は、災害時の電気、電話、ガス、上水道、下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性と信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保を推進する。

また、市街地では電柱倒壊による交通阻害要因を除くため、共同溝・電線共同溝の整備について検討する。

第5節 集落孤立対策計画

風水害対策編 第2章第5節「集落孤立対策計画」を準用する。

第6節 地盤災害予防計画

風水害対策編 第2章第7節「土砂災害予防計画」を準用する。

第7節 建築物等災害予防計画

■計画の方針

建築物の倒壊などは住民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きく、地震発生後の建築物等の火災などによる二次災害の発生も想定されるため、防災上重要な建築物、不特定多数が出入りする施設及び一般建築物について災害予防対策の整備を推進する。

1 耐震改修の促進

市は、魚沼市建築物耐震改修促進計画（平成29年2月）に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数が出入する施設及び一般建築物の耐震改修を促進する。

(1) 耐震化目標

令和2年度末において、住宅については耐震化率87.0%、特定建築物については95.0%を目標に耐震化を促進する。

(2) 耐震促進の支援策

ア 助成の実施

市は、耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修等に要する費用について、次の助成を実施する。

(ア) 耐震診断補助事業（魚沼市木造住宅耐震診断支援事業）

(イ) 耐震改修補助事業（魚沼市木造住宅耐震改修支援事業）

(ウ) 耐震改修部分補強・耐震シェルター設置補助事業（魚沼市木造住宅耐震改修支援事業）

イ 税の優遇策

市は、住宅に係る耐震改修促進税制による特例措置等を実施する。

ウ 環境整備

市は、関係団体と連携して耐震改修等の周知、相談窓口の設置、耐震診断技術者の要請等を行う。

(3) 公共施設の耐震化

市は、市の公共施設において、建築基準法の新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を計画的に耐震診断、改修等を実施する。新耐震基準施行以後の建築物についても調査を行い、ガラスや天井等、二次部材の破損のおそれのある場合には防止工事を計画的に推進する。

また、老朽化した建築物については、魚沼市公共施設等総合管理計画の実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 総合的な地震対策

(1) ブロック塀等の転倒防止

市は、ブロック塀等の転倒防止を図るため、通学路を中心に危険箇所の把握や指導を実施する。

また、地域住民が自ら地域内の危険箇所の点検を行う活動を支援する。

(2) 落下物の防止等

市は、窓ガラス、外壁、屋外看板等の落下防止、天井等の非構造部材の安全確認、エレベータの安全、家具の転倒防止等の対策に関する知識の普及啓発を図る。

(3) がけ地等における安全立地

市は、建築基準法による危険区域内の建築制限や、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用により住宅の移転を促進する。

また、大規模盛土の被害を軽減するため、必要に応じて宅地耐震化推進事業を活用し宅地防災対策に努める。

第8節 道路・橋梁等の地震対策

■計画の方針

災害発生時における道路機能の確保は、災害発生直後の救急活動や水、食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活維持等、その意義は極めて重要である。

そのため、災害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集し道路機能を確保する体制を整備する。

1 道路・橋梁等の強化

道路管理者は、日常、臨時、定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。

また、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンサンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

(2) 重要構造物

ア 橋梁

旧耐震基準に基づき建設した橋梁等は点検を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

イ トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実に行い必要な補強や修繕を施す。

(3) 道路附帯施設

ア 道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

イ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路パトロール等を通して道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者に施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行うよう安全対策を呼びかける。

2 防災体制の整備

道路管理者は、次のとおり防災体制を整備する。

(1) 情報連絡体制の整備

災害情報や道路情報の収集、伝達、提供のための観測・監視機器（地震計・ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

(2) 迅速な応急復旧体制の整備

災害時の応援業務に関する協定を締結する一般社団法人新潟県建設業協会魚沼支部や魚沼

市建設業者会等と、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための資機材（発動発電機・投光器・初動のための自転車等）の備蓄体制を整備する。

（3）道路通行規制

被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

（4）道路利用者への広報

災害時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第9節 治山・砂防施設の地震対策

■計画の方針

国・県が管理する治山砂防施設等（土木構造物・防災関係施設等）の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各種対策の実現に向けて積極的に連携を図る。

1 施設の地震対策

国及び県は、次のとおり地震対策を実施する。

(1) 耐震設計の適用

治山砂防施設は、十分な耐震構造で設計・施工する。

(2) 耐震性の強化

必要に応じ、治山砂防施設を点検し、計画的な耐震性の強化に努める。

(3) 施設の維持・修繕

治山砂防施設を点検し、機能の維持・回復に努める。

(4) 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化計画

県は、老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 住民への周知

市は、国及び県が管理する治山・砂防施設等の設置状況を把握し、住民に情報と安全対策を意識づける。

第10節 河川の地震対策

■計画の方針

地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から施設ごとに耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。

1 施設点検、耐震性の強化

河川管理者は、次の予防対策を実施する。

- (1) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。
- (2) 橋りょう、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。
- (3) 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 排水機場、頭首工等における管理体制整備

河川管理者は、災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

3 防災体制等の整備

- (1) 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。
- (2) 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

第11節 農地・農林業用施設等の地震対策

■計画の方針

地震による被害を防止するため、施設の整備、適切な維持管理を行う。

1 各施設の災害予防対策

施設管理者は、次の災害予防対策を実施する。

- (1) 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (2) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。
- (3) 震災時に応急措置を施すことができるよう、平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。
- (4) 基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

2 農道施設の災害予防対策

施設管理者は、基幹的な農道及び重要度の高い農道について、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

3 用排水施設の災害予防対策

施設管理者は、新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

4 ため池施設の災害予防対策

施設管理者は、ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第12節 防災通信施設の整備と地震対策

風水害対策編 第2章第10節「防災通信施設の整備と風水害対策」を準用する。

第13節 ガスの地震対策

■計画の方針

災害発生時に、ガスの供給と安全を確保するため、ガス事業者として施設の安全対策や需要家への啓発活動等を行う。

1 都市ガスの対策

市は、ガス事業者として地震による被害を最小限にとどめると共に、都市ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

(1) ガス供給設備及び需要家ガス設備の最小限にとどめる措置

- ア 供給設備の耐震性向上を計画的に推進する。
- イ 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- ウ 供給範囲が広い地域については、必要により地震の震度、圧力に変動等の情報を迅速、正確に収集するためシステムの導入を推進する。
- エ 迅速、確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。
- オ 供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。
- カ 需要家に対して、ガス設備の耐震性強化について広報等により助言を行う。

(2) 二次災害防止のための措置

- ア 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- イ 地震時に速やかに緊急措置を行う緊急遮断装置付ガスマーターの設置を推進する。

(3) 防災広報活動

需要家に対して次の事項についてあらかじめ周知又は啓発を行う。

- ア 腐食に強く可とう性のあるガス管に更新するなどのガス設備の耐震対策及び対震自動消火装置付火気使用設備、器具の使用
- イ ガス供給停止及び設備の損傷による使用不能の状況に備え、カセットコンロ及びポンベ等簡易な代替器具の備蓄
- ウ 降雪期のガスマーター・配管周辺の除雪
- エ 埋設標の設置
- オ 地震発生時に取るべき安全措置

(4) 応援協力体制の整備

速やかにガス供給設備及び需要家ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

また、災害による通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

2 L P ガスの対策

市は、L P ガスの使用者に対して、県及びL P ガス事業者と連携し、災害への備えに関する啓発活動や広報等を実施する。

また、都市ガス供給停止区域の医療機関、指定避難所、公共施設等へのL P ガス等を緊急的に供給できる体制を整備する。

第14節 上水道の地震対策

■計画の方針

地震発生に伴う断滅水を最小限にとどめるため、耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

1 施設の耐震化

市は、上水道施設について、次の防災対策を実施する。

(1) 水道施設の耐震性向上を計画的に推進する。

また、水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認する。

(2) 異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、グループ化、ブロックシステム化等の整備を推進する。

(3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。自家発電設備は、停電の長期化に備えて1日以上（孤立が予想される集落は3日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の確保に努める。

(4) 净水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

その他の対策は、風水害対策編 第2章第12節「上水道の風水害対策」を準用する。

第15節 下水道の地震対策

■計画の方針

地震発生に伴う下水道使用の停止を最小限にとどめるため、耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともにストックマネジメント計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

1 施設の耐震化

市は、下水道施設について、次の防災対策を実施する。

- (1) 下水道施設の耐震性向上を計画的に推進する。
- (2) 主要な処理施設や避難所、医療機関、防災拠点と終末処理場を接続する管路施設、緊急輸送路下等に埋設されている管路施設は優先的に耐震性の強化を図る。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。自家発電設備は、停電の長期化に備えて連続稼働が可能となるよう燃料の確保に努める。

その他の対策は、風水害対策編 第2章第13節「下水道の風水害対策」を準用する。

第16節 危険物等施設の地震対策

■計画の方針

危険物等（危険物・火薬類・高压ガス・毒劇物・有害物質等の危険物品・放射性物質）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、取扱事業所に対し法令の遵守、耐震性の強化及び保安体制の確立等の指導を行い地震による災害の未然防止を図る。

1 施設における対策

各事業者は、次の措置をとる。

(1) 共通事項

- ア 災害発生時に市、消防本部、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保に努める。
- イ 従業者等に対し、保安教育を行い、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。
- ウ 初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの徹底防止に努める。

(2) 危険物施設

- ア 消防法に基づく耐震性の確保に努める。
- イ 危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制の確保に努める。
- ウ 自衛消防組織等の活動要領を定め、自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤及び油処理剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。
- エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られる体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

- ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全確保に努める。
- イ 製造実態を考慮し危害予防規程の制定、改定を行うとともに、施設の適正な安全確保に努める。
- ウ 保安教育計画及び災害対応について定めるとともに、火薬類の適正な管理に努める。

(4) 高圧ガス製造施設等

- ア 高圧ガス保安法に基づく耐震設計基準を適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強対策を講じる。
- イ 高圧ガス保安法に基づく設備の維持に努めるとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱いの適正化及び危害予防規程の作成等安全管理体制の確立に努める。
- ウ 災害発生時において、自主防災活動組織の体制整備に努める。

(5) 毒劇物保管貯蔵施設

- ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
- イ 毒物及び劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定、改正を行うとともに、適正な安全対策を講じる。

(6) 有害物質取扱施設等

- ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法

律の基準を遵守し、人の健康保護に努めるとともに、生活環境の保全に努める。

- イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透及び大気への排出等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

(7) 放射線使用施設

- ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に定める適正な障害防止のための予防措置を徹底し、災害の未然防止を図る。
- イ 放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部、配管及び配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性を確保し、転倒、移動及び落下の防止措置を講じる。
- ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアルを整備する。
- エ 放射線施設の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を行い施設の安全確保に努める。

(8) 危険物等積載車両等

- ア 危険物等を積載する車両の保守、点検等を行うとともに、油処理剤等を整備する。
- イ 危険物等の河川への流出を防止するため、従業員等の教育訓練を徹底する。

2 危険物施設への指導等

(1) 危険物施設

消防本部は、危険物の二次災害による被害の発生を防止するため、次の対策を実施する。

- ア 事業所等に対し、危険物施設の耐震性の強化を図るよう指導する。
- イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて自主保安体制の確立に関する指導、啓発を図る。
- ウ 危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の基準に適合しているか、立入検査を通じ指導強化を図る。
- エ 事業所に対し、ヒューマンエラーの徹底防止を図るとともに、初期消火体制の確立及び漏洩防止対策について指導する。

(2) 火薬類製造施設等

県は、火薬類製造施設等について、次の対策を実施する。

- ア 保安検査及び立入検査を実施して、火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。
- イ 警察及び関係機関と情報の共有化を図るとともに、災害時の連絡体制の確保について指導する。
- ウ 新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じ保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等

県は、高圧ガス製造施設等について、次の対策を実施する。

- ア 高圧ガス製造施設等に対し、高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するよう指導するとともに、高圧ガス保安法の耐震設計基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行うよう指導する。
- イ 保安検査及び立入検査を通じて、高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。
- ウ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

エ 一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会、一般社団法人新潟県L P ガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員及び業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を隨時開催し、自主保安体制の確立を指導する。

オ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制整備を指導する。

(4) 毒劇物保管貯蔵施設

県は、毒劇物保管貯蔵施設について、次の対策を実施する。

ア 営業所及び届出をする業務上取扱者に対し、立入検査等を実施して適正な取扱いについて指導するとともに、毒劇物の貯蔵状況や危害防止規程等を調査し、対策及び改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対して、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催等の指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等

県は、有害物質取扱施設等について、次の対策を実施する。

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施して、有害物質の公共用水域への流出防止、地下への浸透の未然防止及び大気への排出防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業所等の実態把握に努め、有害物質の公共用水域への流出防止、地下への浸透の未然防止及び大気への排出防止対策並びに事故時及び緊急時の関係機関への連絡体制を指導する。

第17節 地震火災予防計画

風水害対策編 第2章第15節「火災予防計画」を準用する。

第18節 廃棄物処理体制の整備

■計画の方針

平常時から住民に対し、広報、防災訓練等を通じて、災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の周知と協力を求める。また、一般廃棄物処理施設の耐震化、応急復旧対策の整備を行う。

1 災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、一時保管場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等を定めた「魚沼市災害廃棄物処理計画」について、必要に応じ見直しを実施する。

2 住民への啓発

市は、住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

3 一般廃棄物処理施設の耐震化等

市は、施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時の廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。

また、応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

4 協力体制の整備

市は、近隣市町、関係機関等の災害時協定等により、震災廃棄物処理の協力体制を整備する。

第19節 救急・救助体制の整備

風水害対策編 第2章第18節「救急・救助体制の整備」を準用する。

第20節 医療救護体制の整備

風水害対策編 第2章第19節「医療救護体制の整備」を準用する。

第21節 避難体制の整備

風水害対策編 第2章第20節「避難体制の整備」を準用する。

第22節 要配慮者の安全確保計画

風水害対策編 第2章第21節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第23節 食料・生活必需品等の確保計画

風水害対策編 第2章第22節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

第24節 学校の地震防災対策

■計画の方針

学校（幼稚園・小学校・中学校）施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。

1 学校防災計画の作成

校長は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、市が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

予防対策	ア 学校防災組織の編成	イ 施設・設備等の点検・整備
	ウ 防災用具等の整備	エ 防災教育の実施
	オ 教職員の緊急出動体制	カ 家庭との連絡体制の整備
応急対策	ア 地震発生直後の児童・生徒等の安全確保	
	イ 避難誘導	ウ 生徒の安否確認
	エ 被災状況の把握と報告	オ 避難所開設・運営協力
	カ 下校措置	キ 教育活動の再開
	ク 生徒の心のケア 等	

他の対策は、風水害対策編 第2章第23節「学校の風水害対策」を準用する。

第25節 文化財の地震防災対策

風水害対策編 第2章第24節「文化財の風水害対策」を準用する。

第26節 ボランティア受入れ体制の整備

風水害対策編 第2章第25節「ボランティア受入れ体制の整備」を準用する。

第27節 市の業務継続計画

風水害対策編 第2章第26節「市の業務継続計画」を準用する。

第3章 災害応急対策

第1節 市の防災体制

■計画の方針

大規模な風水害等が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、市は、必要に応じて、災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく「災害対策本部」又は市の対応方針に基づく「対策本部」、「警戒本部」を設置し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

1 市の防災体制

市の防災体制は、次のとおりとする。

気象情報・河川水位情報等 基準	総務政策部登庁基準 (防災安全課、総務人事課、秘書広報課の3課)	左記以外の各職員登庁基準
■前段階配備体制（自宅待機等）		
震度 3	1 防災安全課長 2 防災安全課係長 3 防災安全課係員（自宅待機）	1 建設課長、農林整備課長 2 上記所属係長
■第1次配備体制（警戒体制）・・予め決めておいた職員の登庁		
震度 4	1 総務政策部長 2 各課長（3課） 3 防災安全課係員 4 他課係員半数程度	1 部長等（連絡調整会議） 2 市民課、福祉支援課、介護福祉課、健康増進課、北部事務所、建設課、農林整備課、ガス水道局、教育委員会事務局 (1)各課の課長等 (2)各係 1人程度 3 その他応援職員、避難所対応職員
■第2次配備体制（警戒本部）・・予め決めておいた職員の登庁		
震度 5弱	全職員	1 各課等 (1)課長等 (2)係長等 2 市民課、福祉支援課、介護福祉課、健康増進課、北部事務所、建設課、農林整備課、ガス水道局、教育委員会事務局の各係員 半数程度 3 前記以外の各課の係員 1人程度 4 その他応援職員、避難所対応職員
■第3次配備体制（災害対策本部）・・全職員の登庁		
震度 5強以上	全職員本庁舎へ登庁	全職員勤務庁舎へ登庁

以下、風水害対策編 第3章第1節「市の防災体制」を準用する。

第2節 防災関係機関の相互協力体制

風水害対策編 第3章第2節「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

第3節 地震情報等伝達計画

■計画の方針

新潟地方気象台等からの地震情報を収集し、関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

1 地震情報等の収集

気象庁から発表される地震情報は、次のとおりである。

緊急地震速報や震度情報で用いられる名称は、新潟県中越である。

(1) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述をして発表

(2) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、緊急地震速報をテレビ・ラジオにより住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づ

けられる。

2 情報の伝達

市が受理した情報は、防災行政無線、メール配信サービス、公式facebook、ケーブルテレビ
緊急告知ラジオ等で住民等に伝達する。

第4節 災害時の通信確保計画

風水害対策編 第3章第5節「災害時の通信確保計画」を準用する。

第5節 被災状況等収集伝達計画

■計画の方針

地震が発生した場合は速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、収集した情報を集約、被害の概要を掌握して必要な対策を実施するとともに、国、県、各防災関係機関と情報の共有化を図る。

1 情報の収集

市は、被害発生直後の概要的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、課別に担当区域を定め情報収集にあたるとともに、消防団、自主防災組織、自治会等からの情報を収集する。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

ア 避難の状況	イ 人的被害状況（死者者・傷病者）
ウ 避難行動要支援者の安否確認情報	エ 家屋・建物の被害状況
オ 避難者の状況	カ 交通機関の運行及び道路交通の状況
キ ガス、水道、電気等の供給状況	ク 防災関係機関の応急対策の実施状況
ケ 住民生活・社会経済活動等の状況	

2 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。異常現象の通報を受けた市長は、その旨を県、関係機関等に通報する。

3 被害情報の報告

(1) 県への報告

市は、県内震度4以上の地震が発生した場合は、被害の第一報を県へ報告する。県内震度5弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県へ報告する。

なお、避難勧告等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。

(2) その他

市は、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に報告する。

第6節 広報計画

風水害対策編 第3章第7節「広報計画」を準用する。

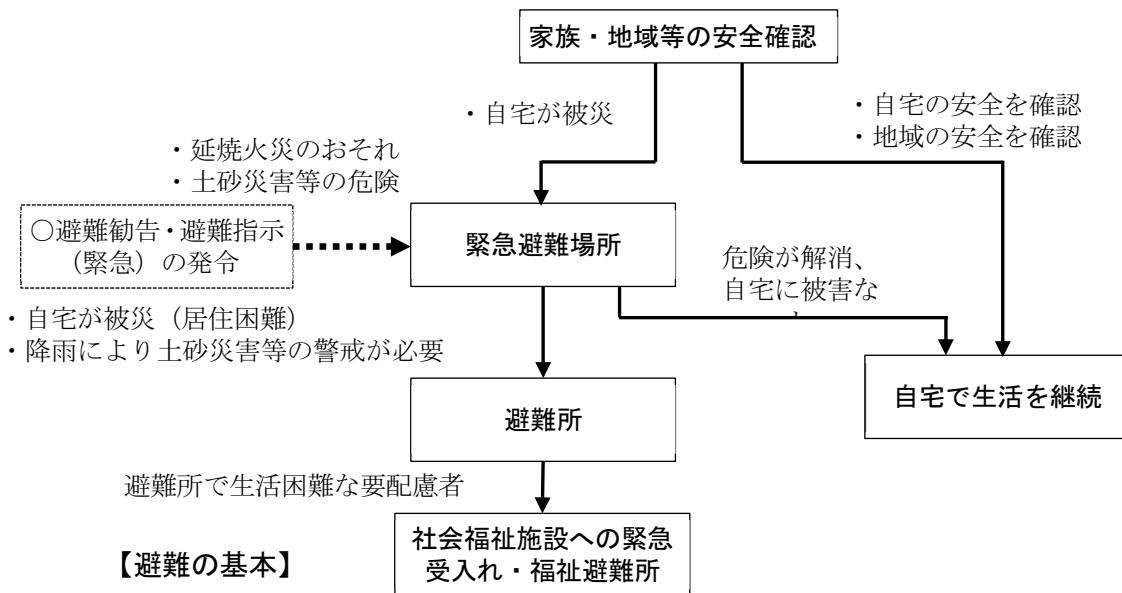
第7節 避難計画

■計画の方針

地震発生時は、市民等は、自らの判断で、危険な建物・場所から避難することを基本とし、地震後速やかに緊急避難場所に避難者を受け入れる。

1 避難の基本

- 地震が発生した場合の避難の流れは、次のとおりとする。
- (1) 緊急地震速報に基づき自らの判断で地震による被害から身を守り、危険な建物、場所から避難する。
 - (2) 地震発生直後に家族、住家、地域等の被害を確認する。
 - (3) 危険度判定等により安全が確認された場合は、できるだけ自宅での生活を継続する。
 - (4) 住家が被災した場合は、緊急避難場所に避難する。
 - (5) 延焼火災の発生や土砂災害等、二次災害の危険ある場合は、危険区域の居住者等に対して、避難勧告、避難指示（緊急）を発令し、指定避難場所を開設する。
 - (6) (5) の危険が解消した場合は、できるだけ自宅での生活を継続する。
 - (7) 住家が被災した場合や、引き続き土砂災害等への警戒が必要な場合は、避難所を開設し受け入れる。



2 避難勧告等の発令

市長は、延焼火災の発生や、地震後の降雨等により土砂災害の危険がある場合は、危険地域の居住者等に対し、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を行う。

その他の対策は、風水害対策編 第3章第8節「避難計画」を準用する。

第8節 避難所運営計画

風水害対策編 第3章第9節「避難所運営計画」を準用する。

第9節 自衛隊の災害派遣計画

風水害対策編 第3章第10節「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

第10節 輸送計画

風水害対策編 第3章第11節「輸送計画」を準用する。

第11節 消火活動計画

風水害対策編 第3章第12節「消火活動計画」を準用する。

第12節 救急・救助活動計画

風水害対策編 第3章第14節「救急・救助活動計画」を準用する。

第13節 医療救護活動計画

風水害対策編 第3章第15節「医療救護活動計画」を準用する。

第14節 防疫及び保健衛生計画

風水害対策編 第3章第16節「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

第15節 こころのケア対策計画

風水害対策編 第3章第17節「こころのケア対策計画」を準用する。

第16節 廃棄物の処理計画

風水害対策編 第3章第18節「廃棄物の処理計画」を準用する。

第17節 トイレ対策計画

風水害対策編 第3章第19節「トイレ対策計画」を準用する。

第18節 食料・生活必需品等供給計画

風水害対策編 第3章第20節「食料・生活必需品等供給計画」を準用する。

第19節 要配慮者の応急対策

風水害対策編 第3章第21節「要配慮者の応急対策」を準用する。

第20節 建物の応急危険度判定計画

■計画の方針

地震発生後や、余震による被災建築物の倒壊、部材の落下から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保のため、県等の支援協力を受け、被災建築物の応急危険度判定を迅速に実施する。

また、住民に被災建築物の使用等で判定の結果に基づき、余震等による二次災害の防止に努められるように応急危険度判定の趣旨を周知する。

1 情報の収集

市は、建築物等の被災状況を把握し、応急危険度判定の必要性を判断する。

2 判定体制

市は、実施本部を設置し、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、判定士及び判定コーディネーターの確保、必要な資機材の準備を行う。

また、県に判定士及び判定コーディネーターの派遣、判定資機材の提供を要請する。

3 判定の実施

(1) 判定の支援

市は、実施本部にて判定士の受入れ、判定資機材の提供、判定実施地区への誘導等を行い、判定結果を県に報告する。

(2) 判定の方法

危険度判定は、病院、避難場所・避難所、市役所等の防災拠点施設を優先的に行い、次いで一般住宅の順で実施する。判定作業は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(一般財団法人日本建築防災協会)に基づき、目視点検により行う。

判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入口にその結果を色紙で表示する。

(3) 住民への周知

市は、危険度判定の趣旨等について広報する。

また、必要に応じて判定結果に対する相談窓口を設置する。

第21節 宅地等の応急危険度判定計画

■計画の方針

地震発生後や余震による宅地等の崩壊、崩落からの住宅等の建築物の倒壊、破損を防止し、住民の生命や生活基盤を守るために被災宅地等の応急危険度判定を迅速に実施する。

また、住民に被災宅地等の使用等について、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努めることができるよう応急危険度判定の趣旨を周知する。

1 情報の収集

市は、宅地等の被災状況を把握し、危険度判定の必要性を判断する。

2 判定体制

市は、実施本部を設置し、判定対象区域及び宅地の検討・決定、判定実施計画の策定、判定士の確保、必要な資機材の準備を行う。

また、県に判定士の派遣、判定資機材の提供を要請する。

3 判定の実施

(1) 判定の支援

市は、実施本部にて判定士の受入れ、判定資機材の提供、判定実施地区への誘導等を行い、判定結果を県に報告する。

(2) 判定の方法

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定結果を「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分して表示する。

危険宅地と判定した場合は、住民に周知するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）、危険区域への立入制限措置を実施する。

(3) 住民への周知

市は、危険度判定の趣旨等について広報する。

また、必要に応じて判定結果に対する相談窓口を設置する。

第22節 学校等における応急対策

風水害対策編 第3章第22節「学校等における応急対策」を準用する。

第23節 文化財応急対策

風水害対策編 第3章第23節「文化財応急対策」を準用する。

第24節 障害物の処理計画

風水害対策編 第3章第24節「障害物の処理計画」を準用する。

第25節 遺体等の搜索・処理・埋火葬計画

風水害対策編 第3章第25節「遺体等の搜索・処理・埋火葬計画」を準用する。

第26節 愛玩動物の保護対策

風水害対策編 第3章第26節「愛玩動物の保護計画」を準用する。

第27節 ガスの安全・供給対策

風水害対策編 第3章第27節「ガスの安全・供給対策」を準用する。

第28節 給水・上水道施設の応急対策

風水害対策編 第3章第28節「給水・上水道施設の応急対策」を準用する。

第29節 下水道施設の応急対策

風水害対策編 第3章第29節「下水道施設の応急対策」を準用する。

第30節 危険物等施設の応急対策

風水害対策編 第3章第30節「危険物等施設の応急対策」を準用する。

第31節 道路・橋梁等の応急対策

風水害対策編 第3章第31節「道路・橋梁等の応急対策」を準用する。

第32節 土砂災害・斜面災害応急対策

風水害対策編 第3章第32節「土砂災害・斜面災害応急対策」を準用する。

第33節 河川の応急対策

風水害対策編 第3章第33節「河川の応急対策」を準用する。

第34節 農地・農林業用施設等の応急対策

風水害対策編 第3章第34節「農地・農林業用施設等の応急対策」を準用する。

第35節 農林水産業応急対策

風水害対策編 第3章第35節「農林水産業応急対策」を準用する。

第36節 商工業応急対策

風水害対策編 第3章第36節「商工業応急対策」を準用する。

第37節 応急住宅対策

風水害対策編 第3章第37節「応急住宅対策」を準用する。

第38節 ボランティアの受入れ計画

風水害対策編 第3章第38節「ボランティアの受入れ計画」を準用する。

第39節 義援金の受入れ・配分等

風水害対策編 第3章第39節「義援金の受入れ・配分等」を準用する。

第40節 建物等の被害調査

風水害対策編 第3章第40節「建物等の被害調査」を準用する。

第41節 災害救助法による救助

風水害対策編 第3章第41節「災害救助法による救助」を準用する。

第4章 災害復旧・復興

第1節 民生安定化対策

風水害対策編 第4章第1節「民生安定化対策」を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

風水害対策編 第4章第2節「融資・貸付その他資金等による支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害対策編 第4章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

第4節 災害復興対策

風水害対策編 第4章第4節「災害復興対策」を準用する。

魚沼市地域防災計画（震災対策編）

平成 19 年 3 月 7 日 策定

平成 25 年 6 月 14 日 修正

平成 27 年 3 月 18 日 修正

令和 2 年 3 月 31 日 修正

編集・発行 魚沼市総務政策部防災安全課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 130 番地 1

TEL : 025-792-1000 (代表)

FAX : 025-792-9500

E-mail : kikikanri@city.uonuma.lg.jp